

宮代町課設置条例 新旧対照表

(下線部分が改正部分)

改 正 案	現 行																																																
(課の設置) 第 1 条 地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 1 5 8 条第 1 項の規定により、町長の権限に属する事務を分掌させるため次の課を置く。 (1) ～ (4) (略) (5) <u>地域支援課</u> (6) <u>くらし安全課</u> (7) ～ (1 1) (略) (1 2) <u>まちづくり建設課</u> (1 3) <u>未来のまち整備課</u> (課の分掌事務) 第 2 条 各課の分掌事務は、次の表のとおりとする。 <table border="1"> <tr><td>総務課</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>企画財政課</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>住民課</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>税務課</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>地域支援課</td><td>1 <u>生涯学習推進に関する事項</u> 2 <u>市民参加に関する事項</u> 3 <u>コミュニティに関する事項</u></td></tr> <tr><td><u>くらし安全課</u></td><td>1 <u>交通安全に関する事項</u> 2 <u>防災に関する事項</u> 3 <u>防犯に関する事項</u></td></tr> <tr><td>環境資源課</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>福祉課</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>子育て支援課</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>健康介護課</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>産業観光課</td><td>(略)</td></tr> <tr><td><u>まちづくり建設課</u></td><td>1 <u>道路、河川及び下水道の整備に関する事項</u> 2 <u>道路、河川及び下水道の維持管理に関する事項</u></td></tr> <tr><td><u>未来のまち整備課</u></td><td>1 <u>都市計画に関する事項</u> 2 <u>建築行政に関する事項</u> 3 <u>区画整理に関する事項</u></td></tr> </table>	総務課	(略)	企画財政課	(略)	住民課	(略)	税務課	(略)	地域支援課	1 <u>生涯学習推進に関する事項</u> 2 <u>市民参加に関する事項</u> 3 <u>コミュニティに関する事項</u>	<u>くらし安全課</u>	1 <u>交通安全に関する事項</u> 2 <u>防災に関する事項</u> 3 <u>防犯に関する事項</u>	環境資源課	(略)	福祉課	(略)	子育て支援課	(略)	健康介護課	(略)	産業観光課	(略)	<u>まちづくり建設課</u>	1 <u>道路、河川及び下水道の整備に関する事項</u> 2 <u>道路、河川及び下水道の維持管理に関する事項</u>	<u>未来のまち整備課</u>	1 <u>都市計画に関する事項</u> 2 <u>建築行政に関する事項</u> 3 <u>区画整理に関する事項</u>	(課の設置) 第 1 条 地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 1 5 8 条第 1 項の規定により、町長の権限に属する事務を分掌させるため次の課を置く。 (1) ～ (4) (略) (5) <u>町民生活課</u> (6) ～ (1 0) (略) (1 1) <u>まちづくり建設課</u> (課の分掌事務) 第 2 条 各課の分掌事務は、次の表のとおりとする。 <table border="1"> <tr><td>総務課</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>企画財政課</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>住民課</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>税務課</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>町民生活課</td><td>1 <u>交通安全に関する事項</u> 2 <u>防災に関する事項</u> 3 <u>防犯に関する事項</u> 4 <u>生涯学習推進に関する事項</u> 5 <u>市民参加に関する事項</u> 6 <u>コミュニティに関する事項</u></td></tr> <tr><td>環境資源課</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>福祉課</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>子育て支援課</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>健康介護課</td><td>(略)</td></tr> <tr><td>産業観光課</td><td>(略)</td></tr> <tr><td><u>まちづくり建設課</u></td><td>1 <u>道路、河川及び下水道の整備に関する事項</u> 2 <u>道路、河川及び下水道の維持管理に関する事項</u> 3 <u>都市計画に関する事項</u> 4 <u>建築行政に関する事項</u> 5 <u>区画整理に関する事項</u></td></tr> </table>	総務課	(略)	企画財政課	(略)	住民課	(略)	税務課	(略)	町民生活課	1 <u>交通安全に関する事項</u> 2 <u>防災に関する事項</u> 3 <u>防犯に関する事項</u> 4 <u>生涯学習推進に関する事項</u> 5 <u>市民参加に関する事項</u> 6 <u>コミュニティに関する事項</u>	環境資源課	(略)	福祉課	(略)	子育て支援課	(略)	健康介護課	(略)	産業観光課	(略)	<u>まちづくり建設課</u>	1 <u>道路、河川及び下水道の整備に関する事項</u> 2 <u>道路、河川及び下水道の維持管理に関する事項</u> 3 <u>都市計画に関する事項</u> 4 <u>建築行政に関する事項</u> 5 <u>区画整理に関する事項</u>
総務課	(略)																																																
企画財政課	(略)																																																
住民課	(略)																																																
税務課	(略)																																																
地域支援課	1 <u>生涯学習推進に関する事項</u> 2 <u>市民参加に関する事項</u> 3 <u>コミュニティに関する事項</u>																																																
<u>くらし安全課</u>	1 <u>交通安全に関する事項</u> 2 <u>防災に関する事項</u> 3 <u>防犯に関する事項</u>																																																
環境資源課	(略)																																																
福祉課	(略)																																																
子育て支援課	(略)																																																
健康介護課	(略)																																																
産業観光課	(略)																																																
<u>まちづくり建設課</u>	1 <u>道路、河川及び下水道の整備に関する事項</u> 2 <u>道路、河川及び下水道の維持管理に関する事項</u>																																																
<u>未来のまち整備課</u>	1 <u>都市計画に関する事項</u> 2 <u>建築行政に関する事項</u> 3 <u>区画整理に関する事項</u>																																																
総務課	(略)																																																
企画財政課	(略)																																																
住民課	(略)																																																
税務課	(略)																																																
町民生活課	1 <u>交通安全に関する事項</u> 2 <u>防災に関する事項</u> 3 <u>防犯に関する事項</u> 4 <u>生涯学習推進に関する事項</u> 5 <u>市民参加に関する事項</u> 6 <u>コミュニティに関する事項</u>																																																
環境資源課	(略)																																																
福祉課	(略)																																																
子育て支援課	(略)																																																
健康介護課	(略)																																																
産業観光課	(略)																																																
<u>まちづくり建設課</u>	1 <u>道路、河川及び下水道の整備に関する事項</u> 2 <u>道路、河川及び下水道の維持管理に関する事項</u> 3 <u>都市計画に関する事項</u> 4 <u>建築行政に関する事項</u> 5 <u>区画整理に関する事項</u>																																																

宮代町課設置条例の一部を改正する条例
 附則第２項関係
 宮代町議会委員会条例 新旧対照表

(下線部分が改正部分)

改 正 案	現 行
(常任委員会の名称、委員定数及びその所管) 第２条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。 (１) 総務文教委員会 ７人 一般会計予算のうち歳入に関する事項、総務課、企画財政課、税務課、<u>地域支援課、くらし安全課</u>、環境資源課、会計室、議会事務局、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会及び固定資産評価審査委員会の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項 (２) 福祉産業委員会 ７人 住民課、福祉課、子育て支援課、健康介護課、産業観光課、<u>まちづくり建設課、未来のまち整備課</u>及び農業委員会の所管に属する事項 (３) (略)	(常任委員会の名称、委員定数及びその所管) 第２条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。 (１) 総務文教委員会 ７人 一般会計予算のうち歳入に関する事項、総務課、企画財政課、税務課、<u>町民生活課</u>、環境資源課、会計室、議会事務局、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会及び固定資産評価審査委員会の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項 (２) 福祉産業委員会 ７人 住民課、福祉課、子育て支援課、健康介護課、産業観光課、<u>まちづくり建設課</u>及び農業委員会の所管に属する事項 (３) (略)

宮代町課設置条例の一部を改正する条例
 附則第 3 項関係
 宮代町都市計画審議会条例 新旧対照表

(下線部分が改正部分)

改 正 案	現 行
(庶務) 第 7 条 審議会の庶務は、 <u>未来のまち整備課</u> において処理する。	(庶務) 第 7 条 審議会の庶務は、 <u>まちづくり建設課</u> において処理する。

宮代町課設置条例の一部を改正する条例
 附則第 4 項関係
 宮代町補助金審査会条例 新旧対照表

(下線部分が改正部分)

改 正 案	現 行
(庶務) 第 9 条 審査会の庶務は、 <u>地域支援課</u> において 処理する。	(庶務) 第 9 条 審査会の庶務は、 <u>町民生活課</u> において 処理する。

宮代町課設置条例の一部を改正する条例
 附則第 5 項関係
 宮代町国民保護協議会条例 新旧対照表

(下線部分が改正部分)

改 正 案	現 行
(庶務) 第 5 条 協議会の庶務は、 <u>くらし安全課</u> において処理する。	(庶務) 第 5 条 協議会の庶務は、 <u>町民生活課</u> において処理する。

宮代町課設置条例の一部を改正する条例

附則第 6 項関係

宮代町消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例 新旧対照表

(下線部分が改正部分)

改 正 案	現 行
(庶務) 第 1 2 条 委員会の庶務は、 <u>くらし安全課</u> において処理する。	(庶務) 第 1 2 条 委員会の庶務は、 <u>町民生活課</u> において処理する。

宮代町国民健康保険税条例 新旧対照表

(下線部分が改正部分)

改 正 案	現 行
(課税額)	(課税額)
第 2 条 (略)	第 2 条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 第 1 項第 2 号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第 2 項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>2 4 万円</u> を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、 <u>2 4 万円</u> とする。	3 第 1 項第 2 号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主(前条第 2 項の世帯主を除く。)及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>2 2 万円</u> を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、 <u>2 2 万円</u> とする。
4 (略)	4 (略)
(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)	(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)
第 3 条 前条第 2 項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号。以下「法」という。)第 3 1 4 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第 2 項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に <u>1 0 0 分の 7 . 3 8</u> を乗じて算定する。	第 3 条 前条第 2 項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号。以下「法」という。)第 3 1 4 条の 2 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第 2 項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に <u>1 0 0 分の 6 . 9 8</u> を乗じて算定する。
2 (略)	2 (略)
(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)	(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)
第 5 条 第 2 条第 2 項の被保険者均等割額は、被保険者 1 人について <u>4 0 , 0 0 0 円</u> とする。	第 5 条 第 2 条第 2 項の被保険者均等割額は、被保険者 1 人について <u>3 2 , 0 0 0 円</u> とする。
(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)	(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)
第 6 条 第 2 条第 3 項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に <u>1 0 0 分の 2 . 5 4</u> を乗じて算定する。	第 6 条 第 2 条第 3 項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に <u>1 0 0 分の 2 . 0 9</u> を乗じて算定する。
(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)	(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)
第 7 条 第 2 条第 3 項の被保険者均等割額は、被保険者 1 人について <u>1 4 , 4 0 0 円</u> とする。	第 7 条 第 2 条第 3 項の被保険者均等割額は、被保険者 1 人について <u>1 1 , 4 0 0 円</u> とする。
(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)	(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)
第 8 条 第 2 条第 4 項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に <u>1 0 0 分の 2 . 2 4</u> を乗じて算定する。	第 8 条 第 2 条第 4 項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に <u>1 0 0 分の 2 . 1 0</u> を乗じて算定する。

改 正 案	現 行
(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額) 第9条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>15,700円</u>とする。 (国民健康保険税の減額) 第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>24万円</u>を超える場合には、<u>24万円</u>)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。 (1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。))の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。))の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。))が2以上の場合にあつては、43	(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額) 第9条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>14,600円</u>とする。 (国民健康保険税の減額) 第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円)、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が<u>22万円</u>を超える場合には、<u>22万円</u>)並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額(当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円)の合算額とする。 (1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。))の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。))の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。))が2以上の場合にあつては、43

改 正 案	現 行
万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者 ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>28,000円</u> イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>10,080円</u> ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>10,990円</u> (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。) 1人につき295,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。) ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>20,000円</u> イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>7,200円</u> ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除	万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者 ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>22,400円</u> イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>7,980円</u> ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>10,220円</u> (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。) 1人につき295,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。) ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>16,000円</u> イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>5,700円</u> ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除

改 正 案	現 行
く。) 1人について <u>7, 8 5 0 円</u> (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき545,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。) ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>8, 0 0 0 円</u> イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>2, 8 8 0 円</u> ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>3, 1 4 0 円</u> 2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。 (1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額 ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>6, 0 0 0 円</u> イ 前項第2号アに規定する金額を減額	く。) 1人について <u>7, 3 0 0 円</u> (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき545,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。) ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>6, 4 0 0 円</u> イ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>2, 2 8 0 円</u> ウ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>2, 9 2 0 円</u> 2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額(前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。)は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。 (1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額 ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>4, 8 0 0 円</u> イ 前項第2号アに規定する金額を減額

改 正 案	現 行
した世帯 <u>10,000円</u> ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>16,000円</u> エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>20,000円</u> (2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額 ア 前項第1号イに規定する金額を減額した世帯 <u>2,160円</u> イ 前項第2号イに規定する金額を減額した世帯 <u>3,600円</u> ウ 前項第3号イに規定する金額を減額した世帯 <u>5,760円</u> エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>7,200円</u> 3 (略)	した世帯 <u>8,000円</u> ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>12,800円</u> エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>16,000円</u> (2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額 ア 前項第1号イに規定する金額を減額した世帯 <u>1,710円</u> イ 前項第2号イに規定する金額を減額した世帯 <u>2,850円</u> ウ 前項第3号イに規定する金額を減額した世帯 <u>4,560円</u> エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>5,700円</u> 3 (略)

宮代町地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例 新旧対照表

(下線部分が改正部分)

改 正 案	現 行
(趣旨) 第 1 条 この条例は、介護保険法(平成 9 年法律第 1 2 3 号。以下「法」という。)第 1 1 5 条の 4 6 第 5 項の規定に基づき、地域包括支援センターの設置者が包括的支援事業を適切かつ円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。 (職員に係る基準及び当該職員の員数) 第 3 条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第 1 号被保険者の数がおおむね 3, 0 0 0 人以上 6, 0 0 0 人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数(宮代町介護保険事業運営協議会(介護保険法施行規則(平成 1 1 年厚生省令第 3 6 号。第 3 号において「省令」という。))第 1 4 0 条の 6 6 第 1 号イに規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ。)(以下「協議会」という。))が第 1 号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法(当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。)によることができる。次項において同じ。)は、原則として次のとおりとする。 (1) 保健師その他これに準ずる者 1 人 (2) 社会福祉士その他これに準ずる者 1 人 (3) 主任介護支援専門員(省令第 1 4 0 条の 6 6 第 1 号イ(3)に規定する主任介護支援専門員をいう。)その他これに準ずる者 1 人 2 前項の規定にかかわらず、協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第 1 号被保険者の数について、おおむね 3, 0 0 0 人以上 6, 0 0 0 人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援セン	(趣旨) 第 1 条 この条例は、介護保険法(平成 9 年法律第 1 2 3 号。以下「法」という。)第 1 1 5 条の 4 6 第 4 項の規定に基づき、地域包括支援センターの設置者が包括的支援事業を適切かつ円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。 (職員に係る基準及び当該職員の員数) 第 3 条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第 1 号被保険者の数がおおむね 3, 0 0 0 人以上 6, 0 0 0 人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数は、原則として次のとおりとする。 (1) 保健師その他これに準ずる者 1 人 (2) 社会福祉士その他これに準ずる者 1 人 (3) 主任介護支援専門員(介護保険法施行規則(平成 1 1 年厚生省令第 3 6 号)第 1 4 0 条の 6 6 第 1 号イ(3)に規定する主任介護支援専門員をいう。)その他これに準ずる者 1 人

改 正 案	現 行								
ターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員及びその員数は、同項各号に掲げる者のうちから2人とする。 3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに掲げる場合には、地域包括支援センターに置くべき職員及びその員数は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。 (1) 第1号被保険者の数がおおむね3,000人未満の場合 (2) 地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると協議会において認められた場合 <table border="1"> <tr> <td>担当する区域における第1号被保険者の数</td><td>地域包括支援センターに置くべき職員及びその員数</td></tr> <tr> <td>おおむね1,000人未満</td><td>第1項各号に掲げる者のうちから1人又は2人</td></tr> <tr> <td>おおむね1,000人以上2,000人未満</td><td>第1項各号に掲げる者のうちから2人（うち1人は、専らその職務に従事する常勤の職員とする。）</td></tr> <tr> <td>おおむね2,000人以上3,000人未満</td><td>専らその職務に従事する常勤の第1項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人</td></tr> </table>	担当する区域における第1号被保険者の数	地域包括支援センターに置くべき職員及びその員数	おおむね1,000人未満	第1項各号に掲げる者のうちから1人又は2人	おおむね1,000人以上2,000人未満	第1項各号に掲げる者のうちから2人（うち1人は、専らその職務に従事する常勤の職員とする。）	おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の第1項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人	(当該職員の員数の例外) 第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに掲げる場合は、地域包括支援センターの職員の員数は、別表の左欄に掲げる担当する区域における第1号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。 (1) 第1号被保険者の数がおおむね3,000人未満の場合
担当する区域における第1号被保険者の数	地域包括支援センターに置くべき職員及びその員数								
おおむね1,000人未満	第1項各号に掲げる者のうちから1人又は2人								
おおむね1,000人以上2,000人未満	第1項各号に掲げる者のうちから2人（うち1人は、専らその職務に従事する常勤の職員とする。）								
おおむね2,000人以上3,000人未満	専らその職務に従事する常勤の第1項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人								

改 正 案	現 行								
(運営に関する基準) <u>第4条</u> (略) (委任) <u>第5条</u> (略)	(2) <u>地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると宮代町介護保険事業運営協議会(以下「協議会」という。)において認められた場合</u> (運営に関する基準) <u>第5条</u> (略) (委任) <u>第6条</u> (略) <u>別表(第4条関係)</u> <table border="1"> <tr> <th><u>担当する区域における第1号被保険者の数</u></th><th><u>人員配置基準</u></th></tr> <tr> <td><u>おおむね1,000人未満</u></td><td><u>第3条第1項各号に掲げる者のうちから1人又は2人</u></td></tr> <tr> <td><u>おおむね1,000人以上2,000人未満</u></td><td><u>第3条第1項各号に掲げる者のうちから2人(うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。)</u></td></tr> <tr> <td><u>おおむね2,000人以上3,000人未満</u></td><td><u>専らその職務に従事する常勤の第3条第1項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の第3条第1項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人</u></td></tr> </table>	<u>担当する区域における第1号被保険者の数</u>	<u>人員配置基準</u>	<u>おおむね1,000人未満</u>	<u>第3条第1項各号に掲げる者のうちから1人又は2人</u>	<u>おおむね1,000人以上2,000人未満</u>	<u>第3条第1項各号に掲げる者のうちから2人(うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。)</u>	<u>おおむね2,000人以上3,000人未満</u>	<u>専らその職務に従事する常勤の第3条第1項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の第3条第1項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人</u>
<u>担当する区域における第1号被保険者の数</u>	<u>人員配置基準</u>								
<u>おおむね1,000人未満</u>	<u>第3条第1項各号に掲げる者のうちから1人又は2人</u>								
<u>おおむね1,000人以上2,000人未満</u>	<u>第3条第1項各号に掲げる者のうちから2人(うち1人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。)</u>								
<u>おおむね2,000人以上3,000人未満</u>	<u>専らその職務に従事する常勤の第3条第1項第1号に掲げる者1人及び専らその職務に従事する常勤の第3条第1項第2号又は第3号に掲げる者のいずれか1人</u>								